

令和元年度 第7回人権教育学級

日時：令和2年1月16日（木） 9：50～11：50

場所：別府市役所 5F大会議室

演題：「部落差別問題」

おおいたの部落解放のあゆみと部落差別解消推進法

—かしこく・つよく・やさしい人になりたい—

講師：白杵市人権・同和問題啓発講師団

竹内 義昭 さん

講演概要

前編

1 はじめに

○自己紹介を兼ねて新聞に載っていた別府市のことを3点紹介

・障がい者と共生するまち別府

・湯の町別府人情ポカポカ

「いろんな人を当然のように受け入れて心地よく」というお風呂の話

・「防災誰一人取り残さない」という別府モデルの避難計画の話

もともといいまち別府が、とってもいいまちだということが改めて分かった。



<講師の竹内 義昭 さん>

○日本国憲法13条（幸せになる権利）には、どの人もどの子も笑顔になり、笑顔で暮らす権利が書かれているが、その笑顔を奪われた人々がいる。その代表的な事件が、狭山事件とオールロマンス事件である。1951年のオールロマンス事件のあと大きく同和問題が取りざたされるようになった。

2 同対審答申から51年 部落差別解消推進法の成立（2016年12月）

人間の歴史＝自由と平等と正義を求める歴史＝人権確立の歴史＝部落解放の歴史＝差別をなくそうとする歴史

- ・「孫たちには差別を受けさせたくない、学校で習わなかったということのないように、差別はいかんとちゃんと教えてください。」部落のおじいちゃん・おばあちゃんの願い
- ・同和教育は奈良から始まった。「今日もあの子が机にいない。」学校に子どもを取り戻す

同和教育の原点は、部落解放にある。差別の現実によく学ぶ。

・融和教育と「同和」教育

戦時体制づくりの中で行われた融和事業・融和教育⇒「同胞一和」⇒1941年融和教育も同和教育と呼ばれるようになった。

・差別（自分ではどうにもできないことで、苦しい・悲しい不利益を被ること）をなくすことで笑顔になる、そして、幸せになる。

・差別問題には、高齢者、子ども、女性、障がい者、結婚、就職、外国人、身分、部落、病気（ハンセン病、水俣病など）、放射能、LGBT、など、いろいろな問題がある。

3 歴史を学ぶ、歴史に学ぶ

時代区分	特質・きっかけ	差別ということに関して
太古 古代 中世	大和朝廷 「成り上がり・下剋上」	自然発生的な階層・「位」 貴族と賤民 主従関係
近世	封建制・身分制 武家社会と幕藩体制	差別が合法的時代 ＝差別をしないと罰せられる時代
近代	御一新・解放令「華族・士族・平民」 帝国主義と富国強兵 大日本帝国憲法 水平社宣言（1922.3.3）＝フラットに	差別は非合法時代の幕開け＝差別が再生産された時代 四民平等といいながら「新」平民
現代	日本国憲法(1946.11.3 公布 47.5.3 施行) 敗戦と戦後民主主義 同対審答申 1965 21世紀は人権の世紀	差別は非合法の時代＝差別をしないと罰せられる時代へ 2016年12月部落差別解消推進法

<差別に立ち向かうためのキーワード>

温故知新「歴史に学ぶ・今に活かす」 **多様性**（みんなちがってみんないい） **共生**（みんなが今を生きる） これまでに学び、これからを生きる **共感**（ほんとにそうやなあ）

4 日本国憲法 第3章（第10～40条）＝「人権」のカタログ

- ・第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。
- ・第14条 すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
- ・第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。
 - 2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

- ・第24条 婚姻は、両性の合意にのみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

5 おおいたの「歴史と人権」を学ぶ 偏見・差別・分断を乗り越える

- ・鎮守さんからの差別（全県的に）
- ・やぶれたたいこ（大分）
- ・浅黄半襟掛拒否逃散一揆（杵築）
- ・職務のための剣術道場（国東）
- ・別府的^ケ浜焼き打ち事件（別府）
- ・腕の良い獣医さん（竹田）
- ・赤松のお地蔵さん（臼杵）・・・処刑に携わった人々の汗や涙を見てきた。
- ・枯山水づくりの作庭師淡州住秦治郎兵衛兼利（杵築）
- ・「英霊」となった休次郎さんのお墓（臼杵）
- ・大分県水平社を立ち上げた人たち（別府）

差別されるのは嫌だ
 同じ人間じゃないか
 自由と平等が欲しい
 差別とたたかう
 日々を真っ当に暮らしながら
 水平社運動「人の世に熱あれ、人間に光あれ」

<子どもたちの先輩として>

- ◇差別をしない、差別を許さない心、そして差別をなくそうとする行動がとれる人に。
- ◇差別事象に遭遇したらどうすればよいか、自分はどの立場に立つのかが問われる。
- ◇まずは自分の身の周りから、大人が子どもたちのお手本になりたい。

- ・ある大工の棟梁・・・ある若者と地区出身の娘さんとの結婚に関して心配する声に対して
 烈火のごとく怒り、その差別意識をたしなめた。この人のように差別を見抜く目、許さない心が持てるような大人でありたい。
- ・おでん屋さん・・・おでんの具が一つの鍋で煮込まれている。⇒多様性、ダイバーシティ
 のようなもの⇒みんなで生きる、みんなと生きることの大切さ

6 フラットに生きる、相手の立場にできるだけ近寄って、つながって暮らす

- 人権感覚のアンテナを高く立てて、お互いが、人が、人として尊重される社会をみんな
 でつくっていききたい。
- ・漁をしている夫婦の写真⇒2人が力を合わせて暮らしをたてている。これこそが究極の
 男女共同参画と言える。
- ・人の世に熱あれ、人間に光あれと水平社宣言にあるが、永六輔によると、西光万吉は
 人間を「じんかん」と読む。人と人との間にこそ光あれと。作家の住井すえさんの著書
 の中にもこのことが載っている。
- 子どもの笑顔が一番、この笑顔が続く社会を。

- ・ 21世紀は人権の世紀⇒自分も大切だが、相手も大切。一人では生きていけない。差別をしない・させない・許さない、そういうまちで暮らしたい。
- ・ 同時代をいっしょに生きるそんな学級・学校・地域を。
- ・ 差別といじめは、よく似ている。弱い者いじめは、かっこ悪い。いやなことはいやだと勇気を出して大きな声で言おう。命を大事にして生きる、つながってきた命を生きる。
- 自己啓発と自己変革 「ほっとする人権のまち」をつくる・「ほっとする人権のまち」で暮らす。
- ・ 良寛さんの言葉・・「いろいろな苦しみはあるけれど最も大きな苦しみは、人をへだつ心である」⇒人をへだつとは、人を差別することである。

班の話し合い

<班で話し合われた内容>

- 「部落」という言葉自体、あまり知らないです。だからこそ、子どもへの伝え方が難しいと思いました。
- 自分の周囲では、部落差別を感じない。
- 「差別」と「いじめ」は、似ている。
- テーマが重いと思って参加したが、先生の話が分かりやすくてよかったです。「太鼓」の話で、なぜ「太鼓」の人が差別されたのかと疑問に思いました。
- 部落について聞いたことはあるけれど、あまり意識しないで今まで生活してきました。今日の話聞いて少し意識して生活していこうと思いました。
- 子どもたちから部落差別について聞かれたことがあるが、私たちが分からない部分もあるので、今日の学習が子どもたちといっしょに考えていくきっかけになりました。
- 部落差別とよく言われるが、その人のよいところを見るのが大事。バックグラウンドを見るのではなく、その人個人を見ていく・接していくとよいと思います。
- こま犬さんのところへ家族で行ってみたいです。
- 今は、ネット社会なので、情報だけを鵜呑みにしないことが大事だと思います。
- 海外からこちらに来たが、今までは人権についても、差別を受けたことや見たこともないので、今回のお話でびっくりしました。
- 昔は部落差別があったことや「太鼓」は獣の皮を剥ぐ作業なので「ケガレ」とされていたことなどが分かりました。
- 問題に直面した時の対応が大事だと思います。「差別はだめだよ。」と言える大人でありたい。部落差別について子どもは知らなくていいのではという意見もあるが、きちんとした情報を子どもに伝えていくことが大事だと実感しました。
- 知らなかったことが多かったので、今回の話を聞いて初めて知って驚きました。
- 差別は「しない・させない・許さない」で、豊かな国になってほしいです。

- 大人が正しい知識をもって、子どもに伝えることが大事だと思います。
- いろいろな差別があります。学校でも教えてほしいし、親も知らなければならないと思います。部落差別問題等を知る機会が少ないので、講演会等に参加して学習の機会が増えていったらいいと思います。そして、相手の立場に立って寄り添うことができたらいいいと思います。
- 子どもの頃に、お年寄りの方が「あの人とは付き合うな。」などと言っていたのを聞いたことがあります。部落のことはネットでも調べることができる時代。子どもも大人も勉強が必要です。ネットの記事を信用しすぎて、差別につながっていくことがないようにしていきたいです。
- 若い世代は、部落についてよく知らないのが現状だと思います。
- 今の学校教育の中で、部落についてどの程度学習しているのか知りたいです。
- 子どもに部落差別について、具体的に説明することが難しいので、講義を聞いて知識がついてよかったです。
- 部落について教えることで、逆に差別が生まれるのでは？と思っていたが、ネット等で部落について知った時、誤った行動をとらないように正しく教えていくことが大切だと感じました。
- 部落問題は、いじめ問題にもつながることだと思いました。
- 部落差別やいじめのことを改めて知ることができました。
- 別府にも過去、差別事件があったことを初めて知りました。
- 今日の話聞いて、自分たちの子どもに対して、どう差別のことを伝えていけばいいのか、より深く考えるようになりました。
- 今の子どもたちはSNS等で差別やいじめを目にするようになってきているので、差別やいじめに限らず、男女のちがいや放射能汚染のことなど人権問題をどう教えていくかを考えていき、豊かな心を育てていきたいと思いました。
- 部落差別解消推進法が2016年にできたことに驚きました。
- 部落で起こった問題を聞いたことがありません。現状はどうかを知りたい。昔のことばかりです。
- 別府でも的ヶ浜事件があったと聞きました。これから差別をなくすためにどうしたらいいのか考えていきたいと思います。
- 別府市は、障がい者と共生するまちになっていったので、いい事例をもっとつくりていきたいです。そして、子どもたちの人権意識を育てていきたいです。
- 子どもたちと部落問題については話していません。10代・20代は、知識がないです。上の世代からあまり語り継がれていません。
- 無知が一番怖い。歴史を知ることが大事だと思いました。
- ネットでの誹謗中傷がひどい。ネットは見えない世界、知らない人からの攻撃であり、難しい世の中になったと思います。

- 大工の棟梁の話が印象的でした。一人一人が差別はだめと自分の考えをはっきり言えるとよいと思います。
- 部落差別のことは、昔から話されてきているのに無くならないのはなぜだろうと疑問に思います。一人一人の意識の問題でしょうか。
- 当たり前と知っていることが、差別になることもあるのではないかと思います。
- 知らない方が差別にならないのではと思いました。実際に当の本人もよく分かっていないことがあります。



< 班の発表で全体交流しました >

班からの発表の中で、次のような感想を兼ねた質問が出されました。

◇ネットで心無いことを書かれたり書いたりできる時代なので、子どもに中途半端な知識を教えると返ってよくないと思いますが、その辺のことで気をつけたほうがよいということがあったら教えてください。



< 受講者の質問に答え、話をする竹内さん >



- 部落の問題というのは見えにくい。だからこそ、正しい知識が必要になる。
- 400年、500年と積み重なってきた部落差別がすぐに解消できるとは思わないが、教育の力で、「そんなことはいけない。心の中で考えてもいけない。今もお肩身の狭い、苦しい思いをしている人がいること自体、今を生きる私たちの社会にあってはならない。」ということをみんなが思うようになってほしい。